

八 取仕事の賃銀標準を職工の代表者三人と社會社の代表者三人があるので、その六名議員が二日間以内の時間は賃銀に就いての訴へがあつた時には消費しても善いことになつてゐる。

四、ペア、エンド、ストラウド鍛工場職工二千三百五十。此工場では二種の職工代表者があつて、一つは工場内安全委員で、もう一つは、労働組合又はショットブッシュユニアードの制度に基いて出されたものである。相論事項は代表者の爭議問題に關係すること、労工の賃銀、過程變更、賞與金標準、人員淘汰、時間、十曜日の事業問題、徒弟の賃銀、夜業の規則等に関するものであるが、この組合は英國労働大臣が最も進歩的な機關だと賞讃して居るものである。

五、ストロングのノオフオク鍛工場。

六、カトベリイ集会所及ロンツリーのココア會社（共にクエカア宗の信仰を基礎にして居るものであるが民主的に經營して居る。

七、マンチエスター、ウェスチンガム工場職工六千人、十五分工場あつて之ら一工場に二人位の代表者を選び更にこの中から六人の代議員を選んで居る。

八、英國の五千の政府の工場、之は軍需大臣のマルテン、ホオルの考へで主として職工の不平を訴へさせる爲に出来たものである。であるから、テエヒットカクウドやマアフキイのやうな極端なものではない。

工場立憲とは何か